

千載一遇の好機
—— タイの政治変動と中央銀行の独立性 ——

Chance of a Lifetime:
Political Change of Thailand and Central Bank Independence

岡部 恭宜*
OKABE Yasunobu

Central Bank Independence (CBI) constrains expansionary monetary policy that politicians seek for and help the price and the financial market stabilized, thereby contributing to sustainable economic growth. At present CBI is spreading throughout the world. In Thailand the independence of the Bank of Thailand (BOT) was legalized after the amendment of the BOT Act in the end of 2007. The revision stipulated that the BOT's purpose would be to maintain monetary stability and financial institution system stability, and more importantly it strengthened the status of the BOT governor in his/her appointment and removal.

Why do governments provide CBI, although it means to allow tying their own hands over monetary policy? While students of social sciences have addressed this issue, it is difficult to explain the Thai case from the scholarly perspectives. They fail to answer why CBI of the BOT was legalized in 2007.

This paper proposes that central banks should be taken as an actor, and it argues as follows: The BOT, which had been seeking for its independence from the Ministry of Finance, could grasp a golden political opportunity for the legalization of CBI, when the interim government was built after the coup in 2006. But CBI of the BOT was not strengthened so much as expected owing to the politics in the government. This study implies the significance of political opportunity for the shape of economic institutions such as CBI.

1. はじめに——タイ銀行の独立性の法制化

1990年代から現在にかけて、中央銀行の独立性を法制化する動きが世界中に広がっている。特に1990年代には、欧州諸国、メキシコ、日本、韓国など30ヶ国を超える国々の中央銀行が独立性を付与された [立脇2005: 148]。一般的な考え方として、中央銀行が政府から独立して業務を行うことは、政治家による拡張的な経済政策を回避し、物価と金融を安定させて経済成長の維持に貢献するとされている。また、最近の世界的不況を背景

に多くの国々が金融を緩和させてきたが、一部の国々ではその引き締めに移しつつある。この「出口戦略」の適切な時期を決定する上でも、中央銀行の独立性は不可欠な要素となる。

タイでも、2007年12月にタイ銀行法 (Bank of Thailand Act, B.E. 2485. 以下 BOT 法) の改正法案が議会で可決され、タイ銀行 (中央銀行。以下 BOT) の独立性が法制化された (発効は2008年3月)。この動きは、一見すると上で述べた世界の潮流に沿ったものである。日本や韓国も金融危機が発生した後の1997年から1998年に、法改正

*国際協力機構 JICA 研究所

によって中央銀行の独立性を強化していた。しかしながら、同時期に金融危機を経験したにもかかわらず、なぜタイでは10年後の2007年末になってBOTの独立性が法制化されたのだろうか。換言すれば、危機後の金融再建では一定の進捗が見られたにもかかわらず¹⁾、なぜこれまでBOTの法制化は進まなかったのか。そもそも法制化を可能にした要因は何だったのか。本稿の問題関心はこれらの点にある。

なお、中央銀行の独立性と言う場合、(1) 機関(組織)としての独立性、(2) 金融政策の目標設定の独立性、(3) 金融政策の手段の独立性の三つがある[伊藤・林2006: 11-15]。政府から自律して金融政策を実施するという点で、とりわけ重要なのは(1)の独立性であり、具体的には中央銀行総裁の地位のあり方が問題となる。従って、本稿も主にこの点に焦点を当てて議論を進めていく。

さて最初に、BOT法の主な改正点を確認しておこう。第一に、BOTの目的が通貨と金融システムの安定維持であることが明文化された(Sec.7)。第二に、総裁の地位が強化された。総裁は選定委員会による指名と内閣の承認によって任命されることになり(Sec.28/14)、その任期は5年間で、1回の任期延長が可能となった(Sec.28/18)。また、解任は内閣が行うこととされ、解任理由が明確化された(不当な違法行為、不誠実な業務遂行、業務遂行上の著しい無能力・不適格性)(Sec.28/19)。旧来の1942年BOT法には、総裁の任命・解任方法や任期が明記されておらず、内閣と財務大臣が総裁の人事権を掌握してきた。それを背景に1984年以来、2009年までに6人もの総裁が解任されるか、辞任に追い込まれてきたので

ある。こうした経緯に鑑みれば、今回の法改正はBOTの独立性を大幅に向上させるものであった²⁾。

歴史を振り返ると、タイでは中央銀行が独立性を享受していた時代は比較的長期にわたったものの、それは法的な独立性ではなく[Maxfield 1997: 87-89]、「事実上の」独立性であった。すなわち、1950年代のプレーク・ピブーンソクラーム(Plaek Phibunsongkhram)政権時代、BOTは政府の財政赤字を補填する財布と化していたが、サリット・タナラット(Sarit Thanarat)首相によって金融政策を委任されたことでBOTは事実上の独立性を獲得するに至る。それ以降1960年代から1970年代、80年代にかけて、BOTは政府からの介入を回避して金融政策の運営を行い、マクロ経済の安定化に大きく貢献してきた[末廣2000; Suehiro 2005]。その独立性は、単に政府によって付与されただけでなく、プワイ・ウンパコーン(Puey Ungphakorn)総裁をはじめとするBOT官僚の懸命な努力によって、軍人や政治家からの関与を排除したことで維持されていた[Puey *et al.* 1981]。

しかし、その独立性は法律によって保証されたものではなかったため、上述のように多くの総裁が政治的と思われる理由によって解任されてきた。さらに1990年代になって民主化が進み、企業や銀行と繋がりのある政治家が政権に参加するようになると、BOTは財務省や政治家に従属していった。1997年の危機後は、支援を行ったIMFがBOTの独立性を高めるよう要請していたが、それでも法制化には至らなかった。そのため総裁の地位は不安定なままであり、実際、1998年から総裁職に就いていたチャトゥモンコン・ソーナク

ン (Chatu Mongol Sonakul) は、金融政策を巡ってタクシン・チンナワット (Thaksin Shinawatra) 首相と対立したため、2001年に解任されている。以上の歴史がありながら、BOT はどのような要因によって独立性を強化できたのだろうか。

より一般的な文脈から見ると、中央銀行の独立性の問題は次のように整理することができる。すなわち、政府が中央銀行の独立性を法制化することは、金融政策上自らの手を縛ることであるから、それがいかなる時に行われるのかという問題である。中央銀行の側から見ると、独立性はあくまで政府によって与えられる制度であって、通常は自らその制度を獲得できない。従って、中央銀行はいわば弱いアクターであるから、いかなる時に弱いアクターが自らの選好を実現できるのかという問題に置き換えることもできる。果たしてタイでは、政府が BOT に独立性を付与するような利益または政策選好が存在したのだろうか。また、多くの総裁が政治的に解任されるほど弱いアクターであった BOT が、なぜ法的な独立を勝ち取ることができたのだろうか。

以上の問題関心に対して、本稿は中央銀行をアクターとして把握する立場から、次のように主張する。すなわち、BOT は財務省からの独立を従来求めてきたが、クーデターで成立したスラユット・ジュラーノン (Surayud Chulanont) 暫定政権の登場で初めて、その法制化を可能にする政治的機会が生じ、BOT はその好機を抜け目なく掴んだ。ただし、暫定政権内の政治によって、実際の法制化の内容は必ずしも当初の法案通りとはならなかったのである。なお、分析に際しては、その対象が最近の現象であることから、新聞記事や二次資料を用いるとともに、当時の財務大臣や BOT

総裁など鍵となる人物への聞き取り調査から得た情報を利用した。

本稿の構成は次の通りである。次の第2節では、一般的な中央銀行の独立性が向上する要因について、経済学、社会学、政治学の議論を検討する。そして本稿の分析アプローチとして、中央銀行を単なる制度ではなくアクターとして捉え直すこと、当時の政治変動に焦点を当てて政治過程を分析することの必要性を示す。事例分析では、第3節で1997年の金融危機以降、BOT が独立性の強化を求めてきた経緯やその背景を明らかにした後、第4節では2006年9月のクーデターによって登場した暫定政権の下で、BOT 法が改正された政治過程を詳しく論じる。最後に結論をまとめる。

2. 中央銀行の独立性に関する先行研究と分析の視座

(1) どのように説明されてきたのか

BOT 法の改正が最近の出来事であるために、それを扱った研究は改正の事実紹介やその経済的意義を指摘するにとどまっている [Apichat 2007; 高安 2008; 東 2009]。まして、独立化の原因を扱った研究は管見する限り見当たらない。そこで、より広い学問的文脈からタイの事例を眺めてみたい。第1節で述べたように、中央銀行の独立性の問題は、それがどのような場合に付与されるのかという争点を巡って学際的に議論されてきた。以下では、先行研究を機能主義、構成主義、政治的要因論に分け、それらがタイの事例を上手く説明できるのかどうか検討してみよう。

1) 機能主義

機能主義は、制度的コミットメント論および金融政策運営に焦点を当てる議論に分けることができる。前者は、主に経済学者の議論である。これによれば、独立性の制度化とは、選挙政治や左派政権によって金融緩和政策が採られることを防ぎ、国内のインフレを経済成長と雇用との関係で最適な水準に維持するための制度的コミットメントを意味する [バロー 1997 : 77-83 ; McNamara 2002 : 51-52]。

それでは、どのような条件の時にそうした機能が求められるのか。ひとつは、政府がインフレ圧力に晒されているとき、しかも利益集団に対して弱く、不安定な政府であるほど、制度的コミットメントが与えられると考えられる [Cukierman 1992]。他方、政治経済学の立場から S・マックスフィールドは、機能主義的な論理を批判的に応用し、新興市場国の中央銀行の独立性を比較分析した。彼女は、中央銀行が独立性を付与されるのは、政府が国内に不足する資本を海外から導入する必要があるとき、マクロ経済の安定へのコミットメントを示すことで国際金融市場からの信認を高めるためだと論じた [Maxfield 1997]。

しかし、これらの議論はタイの事例を説明できない。それというのも、1997年のアジア危機以後、BOT 法改正の2007年に至るまで、インフレ懸念は少なかったし、海外資金も還流していたからである。実際、消費者物価指数の上昇率は、2001年が1.6%、2002年が0.7%、2003年が1.8%、2004年が2.7%、2005年が4.5%、2006年が4.7%、2007年が2.3%と低水準であった³⁾。また、海外からの資本流入についても、1995年から2007年

の期間で見ると、外国直接投資は危機後も増加傾向にあったし、ポートフォリオ株式投資も危機後は低下したものの、2005年には1997年の水準に回復した。短期債務および長期債務は危機後から純流出（マイナス）が続いていたものの、2004年から2006年にかけて純流入に転じた後は伸びていた⁴⁾。もちろん、このようにインフレが抑制され、海外資金が流入していたのは、政府および BOT が適切なマクロ経済運営を行っていたからであるが、それが成功していたからこそ、政府・財務省はインフレ抑制のコミットメントとして中央銀行を独立させることまではする必要はなかった。それにもかかわらず、なぜ2007年に独立性が法制化されたのだろうか。

機能主義の第二の議論は、金融政策の実践面から経済学者や BOT 官僚が主張するものである。彼らによれば、1997年のアジア危機後、タイの為替制度がそれまでの固定相場制（事実上のドルペッグ制）から変動相場制（正確には管理フロート制）に移行した⁵⁾ことが重要である。この移行を背景に2000年5月、インフレ・ターゲティングが金融政策として採用されたため、中央銀行による金融政策運営の独立性が理論面でも実践面でも求められたのである [Pakorn 2002]。

インフレ・ターゲティングとは、簡単に言えば、金融政策の目標を物価安定に絞り、明示した目標インフレ率に誘導するように金融政策を運営する、というものである [伊藤・林 2006 : 3]⁶⁾。そして、インフレ・ターゲティングの実効性を確保するためには、金融政策に対する市場からの信認を得ることが重要で、特に中央銀行の独立性が必要であるという [伊藤・林 2006 : 10-15 ; 東 2009 : 141-144 ; Hall 2008 : 148]。この理論が

示唆するのは、タイで中央銀行の独立性が法制化された理由は、インフレ・ターゲティングの実効性を確保するためであったということである。

しかし、2000年の管理フロート制移行とインフレ・ターゲティングの採用から BOT 法改正まで7年以上の月日を要したことを考えると、為替制度と金融政策の変更が即、独立性の法制化を可能にしたわけではなさそうである。それらの影響は BOT の政策選好を形成したかもしれないが、財務省をはじめとする政府を動機付けることにはならなかった。この点で、やはり機能主義的な説明には限界がある。

2) 構成主義

次に、社会学を中心とする構成主義の立場から、この問題がどのように論じられているか見てみよう。それによれば、まず制度とは、社会で何が適切な行動であるか否かを定義するものであり、「制度化」とは、社会における関係や行動が人々から当然のことと見なされるようになる過程である [DiMaggio and Powell 1991: 9]。この過程は、官僚制や企業の事業体制など、新たな制度がモデルとして普及していく模倣の過程、「同型化」(isomorphism) として理解されている⁷⁾。

構成主義者は、中央銀行の独立性についても制度の「同型化」として説明する。彼らによれば、独立性が制度化されるのは、そうすることが国内外で国家の正当性や地位を向上させる、と政策決定者が認識するからである。また、経済的不確実性の下でインフレの抑制や国際金融市場からの投資誘致を成功させるためには、中央銀行に金融政策を委任するのが適切な戦略である、と国際社会で認められているからである。実際、中央銀行の

独立性は1990年代に世界各国に普及していったが、それは制度の同型化として説明できるという [McNamara 2002; Polillo and Guillén 2005]。

この制度の同型化が進むと、特定の認知パターンが世界中で支配的になり、国家や人々の行動を制約ないし誘導すると考えることができる。従ってタイの事例も、中央銀行の独立性は国家が当然持つべき制度である、というリベラルな経済思想に基づく認識が世界各国に普及し、それがタイ政府や BOT の行動を規定したと論じることができるかもしれない。しかし、そうした認識を BOT はいざ知らず、政府・財務省は持っていなかったと判断するのが妥当であろう。なぜなら、機能主義の第二の議論と同様、2007年まで BOT 法の改正は実現しなかったからである。

もちろん可能性としては、インフレ・ターゲティング採用の影響や同型化の影響が2007年の時点になって、BOT だけでなく政府・財務省の選好形成に対しても効いたのかもしれない。そうだとすれば、政府の選好を変化させた原因を見出さなければならぬ。この課題については、次項 (2) で検討する。その前に、政治学の研究を見ておこう。

3) 政治的要因論

政治学でも中央銀行の独立性は少なからぬ関心を集めてきた。W・バーンハードら [Bernhard, Broz, and Clark 2003: 18-26] は、先行研究を第一世代と第二世代とに分けており、前者はこのテーマを単独の分野として扱うが、後者は為替制度との関係において分析している点が異なるという。以下では、彼らの整理を適宜参照しながら検討していこう。

第一世代では、まず制度の需要面で見ると、銀行などの金融セクターのパワーが強い国では中央銀行の独立性が制度化されやすい、という議論がある [Goodman 1991; Posen 1995]。次に制度の供給面から見た分析としては、中央銀行の独立性は将来の政府を制約する目的で付与されると論じる研究がある。J・グッドマンは、保守的な金融政策を選好する現政権が、議会での与党の議席数などに鑑みて政権を維持できる期間が短いと予想する場合、次期政権の政策を制約するために事前に中央銀行に独立性を付与しやすいと論じた [Goodman 1991]。また、将来の左派政権が拡張的経済政策を実施することが予想される場合、それを事前に阻止する目的で、現政権が中央銀行を独立させるという研究もある。D・ボイランはチリの事例を分析し、政治体制が権威主義体制から民主制へ移行するときに、そうした予想が生じると論じた。民主化を控えたピノチェット政権内には、将来の左派政権が拡張的な金融政策を採用するという懸念が強く、そのため前もって独立性を法制化したのである [Boylan 2001]。

第二世代は、インフレを抑制する制度には、中央銀行の独立性のほかに固定為替相場制度があることに着目し、二つの制度をどのような組み合わせで採用するか（独立性が高いか低いか、固定制か変動制か）は、政治的選択の問題であると論じる [Bernhard, Broz, and Clark 2003: 13-15]。理論的に両制度は密接な関わりがある。すなわち、マンデル・フレミング・モデルによれば、自由な対外資本取引の下では、固定相場制では財政政策が、変動相場制では金融政策がそれぞれ有効性を持つとされているので、為替制度の選択が金融政策の有効性、すなわち中央銀行の独立性の実質的な効

果に影響するからである。

このモデルを前提にして第二世代の研究者は、中央銀行が独立性を付与されるのは、政府がインフレ抑制のコミットメントを実現する能力次第であると分析した。まず、J・L・ブロズ [Broz 2003] は政治体制に着目し、民主制の下では社会アクターは政府の行動を相対的に監視できるので、政府の上記コミットメントへの信認が高まる結果、政府は中央銀行の独立性の方を選択しやすい、と論じた。次に M・ハーラーバーク [Hallerberg 2003] は、政策決定における拒否権者に焦点を当て、地方政府と政党に関する制度（連邦制か単一国家か、一党単独政権か連立政権か）を検討した。それによれば、連邦制では、地方政府が中央政府に金融政策上の権力を与えることに抵抗するので、中央銀行に独立性が付与されやすい（為替制度は変動制が採用されやすい）。これに対し、単一国家の場合、特に一党単独政権との組み合わせでは、金融政策を政治的に利用することを目的として、中央銀行は政府に従属させられやすい。

さて、以上の政治学研究は、タイの事例を上手く説明できるだろうか。第一世代から検討しよう。銀行セクターのパワー論については、確かにタイでは歴史的に金融セクターが強い政治力を有していたが、タイ銀行家協会（TBA）の事務局長によれば、民間銀行およびその利益団体である TBA は、BOT 法改正を支持はしたものの、法案の作成には参加していなかったという⁸⁾。また、将来の政府の行動を制約する観点からの研究のうち、グッドマンの議論は政権維持の期間を検討している点で、近い将来の民政移管が前提となっていたタイの暫定政権にも適用可能かもしれない。しか

し、政権維持の期間が短い点では1991年のアーン暫定政権も同じであるし、1997年から2001年のチュワン・リークパイ (Chuan Leekpai) 政権も不安定な多党連立であったため政権期間は短いと予想されても不思議ではない。それにもかかわらず BOT の独立性は向上しなかった。次にボイランの研究は、政治体制の変化を考慮している点でタイの事例にも示唆がありそうだが、タイの場合、そもそもスラユット暫定政権の後に左派政権が成立する可能性は低かった。民政復帰後に政権に就く可能性のあったのはタクシン派の「国民の力」党であり、実際にそれが現実となったのだが、ポピュリストという評価のあったタクシン政権の時代でさえも拡張的な経済政策によるインフレ懸念は少なかった。ましてや「国民の力」党がそうした左派的な政策を採る可能性は小さかったと言えよう。

次に第二世代の研究は、従来見落とされていた為替制度との関係に着目している点が評価される。上述したようにタイでは変動相場制への移行後に中央銀行の独立性が志向されたことから、このアプローチはより現実に即しているように思われる。しかしながら、政治体制を重視するプロズの議論に反して、タイで独立的な中央銀行が法制化されたのは、2006年のクーデターで成立した権威主義体制の下であった。また、ハーラーバーグの類型化にタイを当てはめてみると、単一国家と一党単独政権の組み合わせとなる（暫定政権は拒否権者の点では一党単独政権と言ってもよいだろう）。従って、中央銀行は従属することになるのだが、実際は全く反対のことが起こったのである。

(2) アクターとしての中央銀行と政治的機会

以上のとおり、先行研究はいずれもタイの事例をうまく説明できない。本稿は次に論じるように、中央銀行をアクターとして分析枠組みに取り入れると同時に、そうしたアクターの活躍が可能になった政治的機会の変化に焦点を当てるべきであると考えられる。

第一に、従来の研究では、中央銀行は必然的に分析されるべき制度であると捉えられてきた。この理解は、その独立性の程度が従属変数であるため自然なことであったが、中央銀行の独立性に利益を見出すアクターは政府、政党、金融セクターなどに限らないだろう。中央銀行を一個の組織として見た場合、同行自らも重要な利害を有するアクターになりうる。その場合、同行が組織的な独立性を求めることは当然の選好である。実際、次節で明らかにするように、BOT はアクターとしての凝集性を持つとともに、独立性への強い動機を有していた。本稿では、中央銀行をアクターとして捉えた上で、その組織としての選好は何か、どのような要因が選好を形成したのか、その政治的行動はどのようなものであったか、といった問題に焦点を当てていく。

第二に、中央銀行の独立性を制度としてどの程度認めるのかという決定過程において、一般的にアクターとしての中央銀行が持つ権限は、制度上は弱いものであると想定されてきた。通常、独立性が認められる以前の中央銀行は財務省の管轄下に置かれていることが多く、まして同行には法案提出の権限もないからである。このように中央銀行は制度上は弱いアクターであるから、自らの独立性に関する制度を自らの力で形成することは難しく、政府が中央銀行と同じ選好を持つことがな

い限り、通常はそれを獲得できない⁹⁾。

しかしながら、何らかの事情により新たな政治的機会が開かれるとき、制度上は弱いアクターであるはずの中央銀行が、自らの法的な独立性の強化に成功する可能性が高まる。この可能性は、社会運動論の「政治的機会構造」研究の成果から導かれる含意である。政治的機会構造とは、社会運動などの集合行為が行われるための機会および集合行為の程度や形態に対して、構造的な影響を及ぼす政治システムのことであり [McAdam, McCarthy, and Zald 1996: 2]、その論者たちは、政治的影響力の弱い社会運動であっても、外部に存在する様々な組織や制度を利用する機会が開かれることで、時に活動に成功しようと論じた [Tarrow 1998: 20]。具体的な政治的機会の内容は様々であるが、次のような整理が可能であろう。(1) 制度化された政治システムの相対的開放性または閉鎖性、(2) 政治体制を支えるエリートの配置の安定性、(3) 挑戦者を支援するエリート同盟の有無、(4) 国家の能力と抑圧傾向である [McAdam, McCarthy, and Zald 1996: 10]。これらのうち (1)、(2)、(3) については、本来の社会運動論の範囲を超えて、本稿の議論にも示唆が考えられる。まず (1) と (2) については、BOT 法が改正されたのが2006年9月のクーデター後の暫定政権の時期であり、当時は政治体制やエリートの構成が大きく変動していた。(3) についても、BOT 法改正案が議会に提出され、可決されるためには、政府や監督官庁である財務省、さらには国会議員の支持が不可欠であった。

そこで本稿では、中央銀行というアクターにとっての政治的機会について、次の条件に焦点を当てる。すなわち、(1) 中央銀行にとって政治体

制が相対的に開放されたか否か、(2) 中央銀行の行動を支持する他のアクターの有無である。後者については、(a) 財務省からの支持、(b) 政治指導者、議会、有力政党、国内世論の理解や支持、(c) 外国や国際機関 (IMF や世界銀行) からの圧力について分析する。そして、これらの機会がなぜ、どのように到来したのか、それらはどのように生かされたのか、といった問題を検討していく。

次節では、BOT をアクターとして政治過程分析の俎上に乗せた上で、その独立性に対する主な動機は、財務省から独立した安定的な総裁の地位を確保することにあったと論じる。そして、2006年のクーデターで登場したスラユット暫定政権の下で、中央銀行と財務省の関係はどう変化したのか、独立性を法制化する過程はいかなるものであったのか、について検討する。このアプローチによって初めて、従来の理論では充分に説明できない問題、とりわけ独立性付与の実現性の問題を説明できるのである。

3. タイ銀行 (BOT) の叶わぬ夢

1997年の通貨金融危機から10年近くの間、BOT は水面下で繰り返し BOT 法の改正を試みてきた。その時代、BOT は有能で強いリーダーシップを持った二人の総裁によって率いられていた。

まず、1998年5月から2001年5月まで、チュワン政権 (1997-2001年) のほとんどの期間とタクシン政権の最初の数ヶ月間を務めたチャトゥモンコンは、財務省で主に税畑を歩み、危機前には財務次官であった人物である。その当時の財務大臣はターリン・ニムマーンヘーミン (Tharin Nimmanhemin) であったが、彼が危機後のチュワ

ン政権で再び財務省を率いたとき、危機前のウィット・スピニット (Vijit Supinit) 総裁やルーンチャイ・マラカーノン (Remngchai Marakanond) 総裁をはじめとする幹部の汚職が金融不安の一因となったとして、BOT は非難の矢面に立たされていた。そこでターリンは BOT を立て直そうと、元部下のチャトゥモンコンを総裁として送り込んだのである。チャトゥモンコンはその期待に応え、金融政策委員会の設置などの組織改革に成果を上げた¹⁰⁾。しかし最終的には、金融行政・政策を巡る意見対立でタクシン首相によって解任された¹¹⁾。

その後を引き継いだプリディヤトーン・テワグン (Pridiyathorn Devakula) は、20年近く民間銀行 (タイ農民銀行。現在のカシコン銀行) に勤務した後、商務次官や輸出入銀行総裁を経験した人物で、タクシン政権 (2001-2006年) の下で政治家からの様々な圧力に対して BOT を守ったことから、「強い総裁」と評された。彼はクーデター後の2006年10月、暫定政権の副首相兼財務大臣に就任したことで総裁を退任している。興味深いことに、両総裁ともに王族の出身であるほか、1960年代に BOT の事実上の独立性を高めることに貢献したプワイ総裁を敬愛している点でも共通している。

このように両総裁が強いリーダーシップで BOT を率いたことは、同行を凝集性のある、ひとつのアクターとして分析する妥当性を裏付けていると言えるだろう。また当時、同行は行員のアイデンティティー形成も強化しており、その点でもアクターとしての凝集性は高まっていた。例えば、チャトゥモンコン総裁は、BOT 行員が持つべき共通の価値観として、情熱、誠実、意欲、説明責

任、献身、正直さ (Passion, Integrity, Willingness, Accountability, Dedication, and Honesty) を求めたし、組織内では中央銀行の独立性の必要性について教育も行われた。さらに、これは従来の制度であるが、行員採用の一環として、優秀な高校生を対象にした奨学制度がある。これによって英、米、オーストラリア等の大学に留学させ (主に経済学を専攻)、卒業後は BOT で勤務してもらうのである。また、商業銀行との間の人材獲得競争のため、財務省などの経済官庁よりも遥かに高い給料が支払われている¹²⁾。

さて、独立性の法制化は、危機後の IMF からの要請事項でもあったが、それを長年夢見てきた BOT には次の動機があった。まず、第1節で述べたように、総裁の人事権が内閣と財務大臣に握られ、多くの総裁が解任されるか、辞任に追い込まれてきた歴史があったため、BOT は総裁の地位を財務省から独立させることを強く目指していた。例えば、BOT 法改正のずっと以前の2002年の演説で、当時のパコーン・マラクン・ナ・アユタヤ (Pakorn Malakul na Ayudhya) BOT 副総裁は、同行が独立性を望んでいる理由はインフレへの懸念のためではなく、従来政府によって頻繁に総裁が解任されてきたからであることを示唆していた。彼によれば、独立性の獲得は1942年の BOT 創設以来議論されてきた問題であり、その解決のためには独立性の法制化が必要であった [Pakorn 2002]¹³⁾。1975年の入行以来 BOT に長年勤務し、要職を歴任した後、2006年10月から2010年9月まで総裁を務めたターリサー・ワッタナゲート (Tarisa Watanagase) は筆者の聞き取り調査に対し、BOT 法改正の第一の動機は「歴史的に5人 (ママ) の総裁が解任されてきたことにあっ

た。法的保護がなければ総裁は職務を執行できない」と発言している¹⁴⁾。

第二に、独立性を失って金融行政を誤ったことで通貨金融危機を招いてしまったという BOT 自身の反省が挙げられる。実際、1997年以前に BOT 幹部が出世競争と派閥争いのために主要政党の政治家に依存していたことが、BOT の独立性を損ない、危機の発生時に組織的に対応できなかった一因だと言われている [末廣2009:63]。さらに、危機以前の1990年代にウィット総裁やルーンチャイ総裁が、不良債権の問題を抱えていたバンコク商業銀行 (BBC) から便宜を図ってもらっていたことが危機に繋がる金融不安を煽っていた。チャトゥモンコン総裁は、2000年5月のインタビュー記事で、中央銀行の独立性がいかに重要であるのか尋ねられたのに対し、危機は中央銀行から生じたのであり、BOT が再び巧みに運営され、強くならなければ、危機はまた起こりうると強調している¹⁵⁾。

第三に、前節でも言及したが、変動相場制への移行に伴い、BOT として金融政策を独立的に運営する必要性が高まっていた。2002年に上記のパコーン副総裁は、変動相場制への移行により BOT は2000年5月から金融政策としてインフレ・ターゲット・アプローチを採用するようになったが、このアプローチには運営上の独立性、責任、透明性、説明責任の4つの要素が含まれているため、中央銀行の独立性がより求められることになるという趣旨を述べていた [Pakorn 2002]。また、BOT 法改正案が可決した当時の財務大臣であったチャロンポップ・スサンカーン (Chalongphob Sussangkarn) も、変動相場制への移行を背景として BOT の独立性が要請されていたと述べてい

る¹⁶⁾。ただし、この動機は BOT 内部ではそれほど重視されていなかったようである。ターリサー前総裁は筆者の聞き取り調査に対し、インフレ・ターゲットがなくても独立性を強化する意向に変わりはなかったと発言している¹⁷⁾。

これらの強い動機を持ちながらも、BOT にとって法制化は叶わぬ夢であった。その理由として、政治的機会が全く開かれていなかったことを指摘できよう。第一に、BOT を統制し続けたい政府や財務省が反対したために、改正法案について財務省の了承を得られなかった。上述のとおり、チュワン政権時代にターリン財務大臣から BOT 再建のために送り込まれたチャトゥモンコンは積極的に組織改革を進めていったが、次第に中央銀行の独立を求めるようになり、BOT 改正法案を準備するに至った¹⁸⁾。しかしターリンは、憲法の規定の問題、さらには1997年危機における BOT の対応への不満のために、財務省が引き続き BOT を監督すべきであると考えており、両者はしばしば衝突した¹⁹⁾。また、タクシン時代は他の金融政策を巡る財務省との対立によって、BOT 法改正どころではなかった面もあった。そもそもタクシン首相も BOT の独立性向上には反対していたと見られている。第二に、政治家の無関心があった。BOT 法改正に努力しても、選挙での得票に繋がらなかったからである。その背景には、チュワン政権が六党などからなる不安定な連立政権であったために各党から合意を得るのが困難であったことや、世論が危機の責任は BOT にあると批判していたことが挙げられる²⁰⁾。こうした批判が起こる契機の一つとなったのが、危機後に政府が BOT を調査して、その結果をまとめた「ヌグーン報告書」であった [Nukul Commission 1998]²¹⁾。

4. 千載一遇の好機到来

(1) クーデターによる政治変動

ところが2006年9月、BOTにとって思いがけない好機が訪れる。5年半近く続いたタクシン政権が軍部のクーデターで倒され、10月にはスラユット元陸軍総司令官を首相とする暫定政権が発足したのである。この政治変動は、以下の二つの政治的機会を提供することで、従来の政治的足枷からBOTを解放することになった。

第一に、プリディヤトーンがBOT総裁を辞し、スラユット暫定政権の副首相兼財務大臣に就任した。そして同じく10月に、彼の後を継いで上述のターリサーが初の女性総裁として就任した。彼女は日本への留学経験もある、BOT生え抜きの官僚であり、総裁の右腕としてチャトゥモンコンヤプリディヤトーンから信頼を寄せられていた人物である²²⁾。財務大臣となったプリディヤトーンは、財務官僚の消極的姿勢にもかかわらず²³⁾、BOT法改正を推進していった。彼は筆者の聞き取り調査に対し、法改正の理由として、中央銀行の独立性は本来は総裁の意志の問題であるがと断った上で、弱い総裁である場合も独立性が制度化されていけば役に立つと考えて法改正を進めたと発言している²⁴⁾。プリディヤトーンの財務大臣就任がいかに重要な政治的機会であったかは、ターリサー前総裁が、彼の就任によって法改正のための「機会の窓が開いた」と証言していることから明らかである²⁵⁾。

第二に、従来の議会が解散させられ、民選ではなく軍部（国家安全保障評議会）が推挙し、国王が承認した議員から構成される暫定議会（National Legislative Assembly）が10月に設立されて、立法

府となった。同議会の議員数は242名で、社会の各セクターを代表する人々から構成されていた。その出身セクターは、行政、司法、軍、警察、民間セクター（金融、各種産業、法曹）、社会セクター（政党、報道、退官した官僚、労働、宗教）、大学などであるが²⁶⁾、いずれも暫定政権に近い人々が選出されたと考えられるため、立法府は従来の政治家や社会の圧力から遮断される格好になった。要するに、暫定政権が作成する法案が立法府を通過しやすい状態が生じたのである。実際、1932年の立憲革命から2008年までの立法数の推移を見ると、暫定議会が設立されていたときの立法数が通常議会のときに比べて多いこと、暫定議会での駆け込み的な立法の増加が見られることが分かる〔今泉 2009 : 8 -10〕²⁷⁾。また議員の専門性から見ても、暫定議会はBOTにとって都合が良いように見えた。ターリサー前BOT総裁によれば、クーデター前の政治家に比べ、暫定議会では金融、ビジネス、学界出身の議員が金融関連法案の必要性を認めていたため、その点で法案は通過しやすかったという²⁸⁾。

こうして従来の政治的足枷から解放されたBOTと財務大臣は、これらの政治的機会を素早く捉えた。同行は懸案であったBOT法改正案を作成し、法案提出権限のある財務省が同法案に若干の修正を加えた後、閣議承認および議会審議の手続きを開始したのである²⁹⁾。具体的には、2007年2月下旬に閣議決定がなされた後、草案は法的協議のために法制委員会（Council of State. 日本の内閣法制局に相当）に送られることになった³⁰⁾。なお、これに併せて、同じく懸案であった金融機関法（Financial Institutions Act）、通貨法（Currency Act）、新預金保護法（New Deposit Protection Act）の各法

案もセットで議会に提出された³¹⁾。

ここで、プリディヤトーン大臣とターリサー総裁が用意した当初の法案（以下、必要に応じて「プリディヤトーン案」と呼ぶ）の内容について、総裁の地位を中心に概観しておこう [Apichat 2007: 26]。それは、財務大臣の権限を大幅に縮小し、総裁の地位を相当に強化するものであって、実質的に総裁の解任を非常に困難にする内容であった。

まず総裁の指名については、議会の上院が、経済官庁の幹部経験者から成る選定委員会を選出し、同委員会が総裁候補を上院議長に対して指名した上で、同議長は候補者を国王に推挙して、最終的に任命がなされることになっていた。つまり、内閣を全く通さない手続きが定められていたのである（最終的に可決された法案では、選定委員会による指名と内閣の承認により任命されることになっている。この選定委員会は、財務大臣が経済閣僚等の経験者から選ぶ7名の委員から構成される [28/14]）。

次に総裁解任の要件としては、総裁法院 (Court of Governor) で3分の2の賛成票が必要であるとされた。同法院はBOTの内部者4名 (BOT総裁と副総裁) と外部者8名 (財務省と国家経済社会開発庁 [NESDB] の幹部2名と専門家6名) から構成されることになっていた。総裁法院の院長は、この外部の専門家の一人であり、上記の選定委員会によって選出される。残りの専門家5名はBOT総裁と総裁法院長とが共同で指名し、選定委員会での承認が必要とされた。要するに、財務省とNESDB幹部は参加するものの、基本的には解任手続きにおいても内閣の関与は制限されていた。また、3分の2の賛成票という要件からして

も、政治的理由での解任は非常に困難な手続きとなっていた (可決法案では、内閣が解任することになっている)。

以上のように当初のプリディヤトーン案では、総裁の指名と解任について、財務省、内閣、そして政治家の関与を徹底的に排除する意図が明らかであり、BOTの独立性の程度は実際の改正法よりも高いものであったと言えるだろう³²⁾。

(2) 思わぬ軌道修正、そしてBOT法改正へ

こうして政治的機会が大きく開かれたことで、BOT法改正案は法制委員会での法的検討の後、再度の閣議決定を経て、暫定議会で可決されるはずであった。ところが、プリディヤトーン案は法制委員会へ提出された後、二つの政治的機会の変容に思いがけず遭遇する。ひとつは、諸社会集団の圧力から解放され、法案が通りやすくなったはずの暫定議会の側から、同法案に懸念が示されたことであり、もうひとつは、当の財務大臣が突然辞任してしまったことである。これにより、BOTの政治的機会が狭まってしまった。この辺りからBOT法改正案の進路に狂いが生じ始める。

まず、暫定議会では、議会審議に入る前から金融・銀行委員会 (Finance and Banking Committee) の委員を中心にプリディヤトーン案への懸念が示されていた。同委員会委員であったソムチャイ (注20参照) によれば、同法案に関連する議員達は、BOTとの事前の協議で法案の内容を知る機会があり、その際、総裁の任命と解任の手續きにおいて財務大臣の関与が排除されている点について否定的な意見が出された。ソムチャイは、議会に対して説明責任を負うのはBOT総裁ではなく財務大臣であるから、総裁の任命や総裁が誤った行

為を行った場合の罷免の権限が同大臣にないのはおかしいと発言したが、これに対しては委員会の他の議員も同意していたという³³⁾。

次に、この暫定議会と BOT との協議の後になるが、2007年2月28日にプリディヤトーンが財務大臣を辞任してしまう。それは、BOT 法改正案が閣議で承認されたわずか1日後であり [Apichat 2007: 26]、同法案はその後3月6日に法制委員会に送られている。

彼は辞任の理由として、スラユット首相との見解の相違を挙げた。具体的には、国王の提唱する「足るを知る経済」(セータギット・ポーピアン)³⁴⁾を国際社会に説明する特使として、同首相がタクシン政権時のソムキット (Somkid Jatusripitak) 財務大臣を任命したことが、政府内の透明性の欠如を示すものであると批判した。また、ティラパット (Thirapat Serirangsan) 首相府大臣が特定の報道機関に便宜を与えていることは法に反するとも非難した³⁵⁾。これらが本当の辞任理由であったのかどうかは疑問の余地があると言われているが、いずれにせよ、辞任が BOT 法案とは関係がなかったことは確かなようである³⁶⁾。プリディヤトーンは、自分の辞任が結果的に BOT 法改正案の審議に影響することになるとは考えていなかったのかもしれない。

ところが、彼の後任の大臣がプリディヤトーン案に反対の意向を示したのである。2007年3月7日、新たに財務大臣に就任したのは、民間シンクタンクとして名高い TDRI (タイ開発調査研究所) の所長を務め、BOT 金融政策委員会委員でもあったチャロンポップであった。彼は、プリディヤトーン案が BOT の独立性を過度に認めているとして、その内容に反対する。この動

きに対し、BOT は特段抵抗しなかったようである。法案提出権限のあるのは財務大臣であったし、中央銀行の独立性の強化が一定程度担保される限り、プリディヤトーン案にこだわる理由もなかったからと考えられる。こうしてチャロンポップ大臣は、すでに法制委員会に送られていた同法案を、議会送付前に同委員会に留め置いたまま、その内容を修正した³⁷⁾。その後、この修正案は同年10月に議会に送られている。従って、暫定議会が公式に審議したのはプリディヤトーン案ではなく、チャロンポップ大臣が提出し直した法案のほうであった³⁸⁾。

ただし、プリディヤトーン案に懸念を示したのはチャロンポップ大臣だけではなく、上述のとおり、暫定議会の金融・銀行委員会の議員らも同様であった。実際、同委員会はチャロンポップの就任後、まだ公式には審議対象になっていない法案ではあったが、プリディヤトーン案を財務省に送り、再度検討するよう促している³⁹⁾。従って、プリディヤトーンの辞任とチャロンポップへの大臣交代が法案修正にとって重要な要因であったとしても、暫定議会の金融・銀行委員会も法案修正を促進した要因としては見逃せないのである。

それどころか暫定議会は、チャロンポップ大臣やターリサー総裁にとって、簡単に BOT 法案を通過させてくれるような都合の良い議会では必ずしもなかった。少なくとも、本節(1)で述べたような「暫定政権に従順な暫定議会」というイメージは、実像とは異なっていた。金融・銀行委員会は基本的には BOT 法案の改正に好意的ではあったが、それでもターリサー総裁は暫定議会の議員達に対し、法案について説明し、説得にあたるなどロビー活動を行わなければならなかった。それだ

けでなく、BOTはマスコミ、学界、財界の人々に対しても広く働きかけをした⁴⁰⁾。他方、暫定議会との関係では、チャロンポップ大臣の方が問題を抱えていたかもしれない。財務大臣に就任した時、(理由は定かではないが)彼と議員達との関係は良好なものではなかったと言われているからである。しかし、当時のソムマーイ・パーシー (Sommai Phasee) 財務次官⁴¹⁾が、両者を仲介する役割を果たしたようである。彼は暫定議会の議員達から広く受け入れられた経験豊かな官僚で、政治メカニズムを良く知っており、そのため、どうすれば暫定議会を説得できるかを知っていた⁴²⁾。これらのロビー活動が成功して、最終的にBOT法案は暫定議会の承認を得られたのであった。

以上を要するに、BOT 総裁の指名と解任について、当初のプリディヤトーン案では財務省、内閣、そして政治家の関与を徹底的に排除する意図が明らかであったが、チャロンポップ新財務大臣および暫定議会の議員らは、こうした規定がBOTの独立性を過剰に高めることを懸念した。そこで同大臣は、独立性の程度を緩和した法案に書き改めて、議会に送付した。他方、BOTはこの新たな法案を受け入れ、暫定議会の議員や世論の説得にあたり、議会での審議を促した。この結果、同法案は2007年末に議会で可決されたのである。

こうしてBOTの独立性は政治変動の中で法制化されるに至ったが、いったん制度化された後は、国際金融市場の信認を失うことに対する政府の懸念から現在も持続していると言えよう。つまり、第2節(1)で検討したマックスフィールドの議論 [Maxfield 1997] は、制度化された中央銀行の独立性が持続するという局面においてはじめて有効な説明となると考えられる⁴³⁾。また、タイ

特有の事情に焦点を当てれば、たとえ今後の政権がBOTの独立性を低下させようと再度の法改正を目論んだとしても、2008年初めの民政復帰以降、現在まで続く政治的混乱のため、政府には制度を見直す余裕もないと言ってよいだろう。

5. 結論

本稿の議論をまとめておこう。歴史的にBOTは財務省からの独立を強く求めてきた。政治的とも言える理由で多くの総裁が解任または辞任に追い込まれてきたことは、組織の独立性を脅かすものと考えられてきたのである。また第2節で検討したように、BOTの独立性への選好は、1997年の通貨金融危機を招いたことへの反省によって強化されていたし、危機後にインフレーション・ターゲティング政策を採用したことも、その選好を支えていた。

問題は、その政策選好を実現できる政治的機会の有無であり、その好機が訪れたのが、2006年のクーデターの発生とスラユット暫定政権の発足であった。すなわち、前BOT総裁のプリディヤトーンが財務大臣に就任したことや暫定議会が設立されたことによって、BOTの長年の夢を実現する絶好の機会が生じたのである。ところが、暫定議会の議員達は、BOT法改正案が過度の独立性を認めるものとして疑問を呈し、さらに新たに就任したチャロンポップ財務大臣も、同じ理由で同法案に反対するに至った。そのため、最終的に可決された法案は独立性の程度を抑制した内容となった。結局、BOTは政治変動で生じた機会を上手く捉えたのであるが、その後の政治過程によって政治的機会が変容し、その程度が狭まった結果、改正

BOT法は現在の内容に落ち着いたのである。

本稿の意義は、中央銀行の独立性という経済の論理で説明されることの多い制度の形成について、タイの中央銀行の場合は政治的要因、なかでも政治的機会が決定的に重要であったことを論じた点にある。そして、政治的機会を検討するに際しては、中央銀行を制度ではなくアクターとして分析することが必要であることを示した。それによって、弱いアクターでも政治的機会を捉えることで自らの選好を実現できることが明らかとなった。因みに、暫定政権がもたらした政治的機会の変化は、1991年のアーナン政権でも観察される。将来、同政権とスラユット政権を比較研究することは興味深い主題となる。

最後に、本稿の議論をより広いタイ政治経済の文脈の中に据えてみたい。金融政策および金融機関の監督行政を担うBOTが独立性の法制化に成功した結果、たとえ将来の政府が選挙政治を背景に拡張的な金融政策や特定分野への優遇的な銀行貸出を求めたとしても、BOTは独立性を盾にその圧力をかなりの程度回避できることになった。これはBOTが金融政策・行政を支配下に収めたことを意味するが、その利益を享受するのは、民間商業銀行および2011年5月現在の民主党政権に連なる保守派の政治エリートも同様である。前者は物価や金融の安定に強い選好を持ち、後者は選挙政治よりもテクノクラートの専門性に基づく経済運営に選好を有しているからである。彼ら固有の利害と、様々な歴史的経緯から独立を求めてきたBOTの利害とが、結果的に一致した格好である。

しかし、暫定政権の二人の財務大臣や暫定議会の議員達が実は保守派政治エリートの一員であったこと、そして彼らの登場がBOTにとって政治

的機会となったことを考えると、それは利害の一致ではなく、保守派政治エリートもBOT法を改正することで、テクノクラートによる経済運営が継続的に可能となるよう布石を打とうとしたのかもしれない。本稿はBOTをアクターと見立て、同行が政治的機会を上手く掴んだことを明らかにしたが、今後はその機会を提供した政治エリート側の分析が課題となろう。

(付記) 本研究は、2008年度日本証券奨学財団研究調査助成金による成果の一部である。

注

- 1) タイの金融再建の過程については、岡部2009を参照。
- 2) 中央銀行の独立性については、指標で比較することも一つの方法である。多くの先行研究が指標化を行ってきたが、管見する限り、Arnone et al. 2007に掲載されている2003年のデータが包括的で最新である。独立性は政治的指標と経済的指標とに分けられ、前者は金融政策の目標を選択できる中央銀行の能力を、後者は中央銀行の政策運営上の独立性をそれぞれ指す。Arnoneらは先行研究に従い、政治的指標を次の8つの項目、すなわち、①政府の関与なしに総裁は任命されるか、②総裁の任期は5年よりも長いのか、③政府の関与なしに中央銀行の意思決定機関である委員会 (central bank board) は任命されるか、④同委員会の任期は5年よりも長いのか、⑤同委員会への政府代表の参加の義務はないか、⑥金融政策決定に際して政府承認は必要ないか、⑦中央銀行の主目標として通貨の安定が法的に義務づけられているか、⑧政府と対立する場合に中央銀行を保護する法的措置があるか、を用いて測定した。これは本文中で紹介した、機関としての独立性と金融政策の目標設定の独立性の二つを含んでいると理解できよう。他方、本稿は総裁の地位をより詳しく分析し、任命への政府関与のあり方や解任方法など従来の指標が扱っていない要素にも焦点を当てているので、上記のデータは利用していない。しかし、変化の測定や国際比較が可能である点で指標を検討することは意義がある。そこでまず、Arnone et al. [2007: 30] の2003年の政治的指標を見ると、BOTは項目②、④、

- ⑤、⑦が該当する結果、スコアは0.50であった（0.00から1.00までのstandardized score）。ただし、筆者の評価ではこの値は0.38に修正されるべきである。なぜなら、本文で述べたように当時 BOT 総裁の任期には定めがなかったため、項目②は該当しないからである。次に、法改正後の2008年の指標については Arnone らのデータがないので、筆者が上記8項目に基づいて指標化を試みた結果、個々の項目を厳しく見積もったとしても0.50となった。従って、指標の面からも BOT の独立性は上昇したことが分かる。なお、1990年代に中央銀行の独立性が強化された国々の2003年の政治的指標は、日本0.13、韓国0.25、英国0.38、メキシコ0.63であり、国際比較でも法改正後のBOTの指標は高いと言える [Ibid: 29-30]。
- 3) タイ商務省貿易・経済指標局 (Bureau of Trade and Economic Indices) のウェブサイトより。
<http://www.price.moc.go.th/en/Default5.aspx> (2010年5月5日確認)
 - 4) 世界銀行データベースのウェブサイトより。
<http://data.worldbank.org/data-catalog> (2010年5月5日確認)
 - 5) 伊藤・林 2006: 168. 管理フロート制とは、変動相場制の一つであるが、政府の介入によって為替レートの変動幅あるいは変動のスピードを制限しようとする政策を指す [同上書: 83]。
 - 6) 変動相場制ないし管理フロート制に移行して、インフレ・ターゲティングを採用したアジア諸国としては、その他に韓国、フィリピン、インドネシアがある [伊藤・林 2006: 146-147]。
 - 7) 同型化の条件としては、環境の不確実性が高いため、アクターが周辺に見出せる文化的に適切な行動をモデルとして採用してしまう場合や、政治的、組織的または経済的に適切とされる、新たな行動モデルが登場する場合などが指摘されている [Campbell and Pedersen 2001: 11]。
 - 8) タイ銀行家協会事務局長のタワッチャイ・ヨンキッティクン (Twatchai Yongkittikul) に対する筆者の聞き取り調査 (2008年6月30日、於バンコク)。ただし TBA は、第4節 (1) で述べる金融機関法案の作成には参加したという。
 - 9) 中央銀行が弱いアクターであるという前提について、タイの場合は該当しないという見方があるかもしれない。第1節でも触れたが、確かに BOT はサリット政権以来80年代終わり頃まで、政府や政治家からの影響力を排除して金融政策を策定、実施できるほど強いアクターであった。しかし、この「強さ」はあくまで金融政策上のものであって、ここでの問題は、中央銀行が自らの独立性を法的に強化することがどの程度可能なかということである。この点からすれば BOT は弱いアクターであると評価しても差し支えないだろう。
 - 10) 当時の金融政策委員会の設置は法的な裏付けのないものであったが、2008年の BOT 法改正によって法的な制度となった。
 - 11) 解任の理由は、チャトゥモンコンが金利引き上げを拒否したからとか、彼とタクシンのパーソナリティーの衝突のためであるとも言われている [伊藤・林 2006: 172]。
 - 12) 以上の内容は、BOT の課長級職員に対する匿名の聞き取り調査による (2009年8月21日、於バンコク)。
 - 13) ただし、チャトゥモンコン元総裁が筆者に述べたところでは、彼が総裁になる以前、BOT は独立性など求めておらず、スタッフは昇進や政治に夢中だったと批判している (聞き取り調査、2009年2月4日、於バンコク)。
 - 14) 2010年11月30日、於バンコク。
 - 15) “I’m Here To Do A Job,” Time Asia, Vol.156, No.19, May 15, 2000 (2010年5月15日確認)
<http://www.time.com/time/asia/magazine/2000/0515/thailand.wo.sonakul.html>
 - 16) チャロンポップ元財務大臣に対する聞き取り調査。2009年2月10日、於バンコク。
 - 17) 2010年11月30日、於バンコク。
 - 18) チャトゥモンコン元総裁に対する聞き取り調査。2009年2月4日、於バンコク。
 - 19) The Nation, March 16, 2000; “Collision Course,” Time Asia, Vol.156, No. 19, May 15, 2000 (2010年5月12日確認)
<http://www.time.com/time/asia/magazine/2000/0515/thailand.wo.tarrin.html>
 - 20) 第二の理由については、ソムチャイ・サックンスララット (Somchai Sakulsurarat) 財務省次官顧問が筆者の聞き取り調査の中で指摘したものである (2009年1月30日、於バンコク)。同氏は、2006年クーデター後に従来の民選議会に代わって設置された暫定議会の金融・銀行委員会委員であった。
 - 21) そのほか、著名な経済学者も BOT の金融自由化、為替政策、金融行政を強く批判していた。例えば、Ammar 1997 (特に pp.65-69) を参照。
 - 22) 因みに、ターリサーは2010年9月末に退任し、翌10月に後任としてプラサーン・トライラットウォラ

- クン (Prasarn Trairatvorakul. 前カシコン銀行会長) が総裁に就任した。
- 23) 財務省課長に対する匿名の聞き取り調査 (2008年6月27日、於バンコク)。
- 24) 2009年2月10日、於バンコク。このとき彼は、自分が財務大臣である以上、財務省内では誰も BOT 法改正に反対しなかったと述べた。
- 25) ターリサーに対する聞き取り調査 (2010年11月30日、於バンコク)。
- 26) *The Nation* (Website), October 12, 2006 (2009年9月16日確認)
http://www.nationmultimedia.com/2006/10/12/headlines/headlines_30016017.php
- 27) 特に、1991年クーデター後のアーナン政権および2006年からのスラユット政権における立法数の増加が顕著である [今泉2009: 9-10]。
- 28) ターリサーに対する聞き取り調査 (2010年11月30日、於バンコク)。
- 29) Apichat 2007: 20-26によれば、この法案は第二次草案であった。第一次草案はチャトゥモンコン総裁時代に準備されていたものである。
- 30) 今泉2009: 注1 (20頁) によれば、タイではある法案について閣議決定が2回行われるのが通例である。最初は法案の原則を確認するもので、二度目は法制委員会による審査を終えたものを承認し、議会に提出するものである。暫定政権でもこの慣例は基本的に踏襲されていたものと思われる。
- 31) 通貨法は、中央銀行の外貨準備高の運用手法を弾力化することを目指していたが、議会の反対で成立しなかった [高安2008: 45]。そのほかの法律は2007年12月に議会で承認された。
- 32) ただし、プリディヤトーン案の詳細が十分に明らかではないため、注2で示したような指標化は現時点では難しい。この点は今後の課題としたい。
- 33) ソムチャイ元暫定議会金融・銀行委員会委員への聞き取り調査 (2010年3月31日、於バンコク)。また同氏によれば、興味深いことに、協議に参加したBOTの官僚もこの見解に同意していたという。
- 34) タイ国王は1997年の危機の後、「足るを知る経済」(英語では *sufficiency economy*) という理念を唱えるようになった。それは単なる自給自足経済ではなく、節度を守り、道理をわきまえ、外から襲ってくるリスクに対抗できる自己免疫力を社会の内部につくることだという。これは、従来のグローバル化と経済自由化がもたらした金融危機や社会のストレスの増加といった状況に対応するための一つの試みであった。しかし、2001年に就任したタクシン首相はグローバル化時代の世界資本主義の論理に従って経済を運営したため、タイ経済は「足るを知る経済」とは反対の道を歩んでいった [末廣2009: 133-139]。そのため、タクシン追放後のスラユット政権では、再び「足るを知る経済」が推進されていた。
- 35) *Bangkok Post* (Website), February 28, 2007 (2010年5月19日確認)
<http://pages.citebite.com/y1e1s8e9b3afb>
- 36) ターリサー前 BOT 総裁への聞き取り調査 (2010年11月30日、於バンコク)。同様の見解は、ソムチャイ元暫定議会金融・銀行委員会委員からも聞かれた (2010年3月31日、於バンコク)。
- 37) チャロンポップ元財務大臣への聞き取り調査 (2009年2月10日および2010年12月8日、於バンコク)。
- 38) ソムチャイ元暫定議会金融・銀行委員会委員への聞き取り調査 (2010年3月31日、於バンコク)。
- 39) ソムチャイ元暫定議会金融・銀行委員会委員への聞き取り調査 (2010年3月31日、於バンコク)。
- 40) ターリサー前 BOT 総裁への聞き取り調査 (2010年11月30日、於バンコク)。
- 41) ソムマーイは、NESDBのエコノミストから財務省に転身し、財政政策室 (FPO) の局長などを経て、2006年11月から2007年12月まで財務次官を務めた。
- 42) ターリサー前 BOT 総裁への聞き取り調査 (2010年11月30日、於バンコク)。
- 43) 第2節で紹介したボイルンも、チリの事例について、制度の持続性の面ではマックスフィールドの議論が有効であると論じている [Boylan 2001]。

引用文献

〔邦語文献〕

伊藤隆敏・林伴子 2006『インフレ目標と金融政策』東洋経済新報社。

今泉慎也 2009『立法の制度と動態』、今泉慎也編『タイの立法過程とその変容』調査研究報告書、アジア経済研究所。

岡部恭宜 2009『通貨金融危機の歴史的起源——韓国、タイ、メキシコにおける金融システムの経路依存性』木鐸社。

- 末廣昭 2000「財政金融政策——中央銀行の独立性と組織の能力」、末廣昭・東茂樹編『タイの経済政策——制度・組織・アクター』研究双書502、アジア経済研究所。
- 末廣昭 2009『タイ——中進国の模索』岩波書店。
- 高安健一 2008「タイにおける金融改革の評価と政策課題」『アジア研究』第54巻第2号、4月：33-47頁。
- 立脇和夫 2005「中央銀行の独立性と国際政策協調」『早稲田商学』第404号、6月：147-168頁。
- バロー、ロバート・J. 1997『経済学の正しい使用法——政府は経済に手を出すな』〔仁平和夫訳〕日本経済新聞社。
- 東茂樹 2009「タイ経済の回復と金融・企業改革の進展」、西澤信善・北原淳編『東アジア経済の変容——通貨危機後10年の回顧』晃洋書房。

〔外国語文献〕

- Ammar Siamwalla 1997 “Can a Developing Democracy Manage Its Macroeconomy?: The Case of Thailand,” *Thailand's Boom and Bust: Collected Papers*, December, Bangkok: Thailand Development Research Institute.
- Apichat Satitniramai 2007 *Weak State and Political Economy of Thailand: Ten Years after the Crisis*, Visiting Research Fellow Monograph Series, No.434, December, Chiba: The Institute of Developing Economies.
- Amone, Marco, Bernard J. Laurens, Jean-François Segalotto, and Martin Sommer 2007 “Central Bank Autonomy: Lessons from Global Trends,” *IMF Working Paper*, WP/07/88, April: International Monetary Fund.
- Bernhard, William, J. Lawrence Broz, and William Roberts Clark 2003 “The Political Economy of Monetary Institutions,” in William Bernhard, J. Lawrence Broz, and William Roberts Clark, eds., *The Political Economy of Monetary Institutions* (International Organization Special Issues), Cambridge: The MIT Press.
- Boylan, Delia M. 2001 *Defusing Democracy: Central Bank Autonomy and the Transition from Authoritarian Rule*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Broz, J. Lawrence 2003 “Political System Transparency and Monetary Commitment Regimes,” in William Bernhard, J. Lawrence Broz, and William Roberts Clark, eds., *The Political Economy of Monetary Institutions* (International Organization Special Issues), Cambridge: The MIT Press.
- Campbell, John L. and Ove K. Pedersen 2001 “Introduction: The Rise of Neoliberalism and Institutional Analysis,” in John L. Campbell and Ove K. Pedersen, eds., *The Rise of Neoliberalism and Institutional Analysis*, Princeton: Princeton University Press.
- Cukierman, Alex 1992 *Central Bank Strategy, Credibility, and Independence: Theory and Evidence*, Cambridge: The MIT Press.
- DiMaggio, Paul J. and Walter W. Powell 1991 “Introduction,” in Walter W. Powell and Paul J. DiMaggio, eds., *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Goodman, John B. 1991 “The Politics of Central Bank of Independence,” *Comparative Politics* 23 (3), April: 329-349.
- Hall, Rodney Bruce 2008 *Central Banking as Global Governance: Constructing Financial Credibility*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hallerberg, Mark 2003 “Veto Players and the Choice of Monetary Institutions,” in William Bernhard, J. Lawrence Broz, and William Roberts Clark, eds., *The Political Economy of Monetary Institutions* (International Organization Special Issues), Cambridge: The MIT Press.
- Maxfield, Sylvia 1997 *Gatekeepers of Growth: The International Political Economy of Central Banking in Developing Countries*, Princeton: Princeton University Press.
- McAdam, Doug, John D. McCarthy, and Mayer N. Zald. 1996. “Introduction: Opportunities, Mobilizing Structures, and Framing Processes-Toward a Synthetic, Comparative Perspective on Social Movements,” in Doug McAdam, John D. McCarthy, and Mayer N. Zald, eds., *Comparative Perspectives on Social Movements: Political Opportunities, Mobilizing Structures, and Cultural Framings*, NY: Cambridge University Press.
- McNamara, Kathleen R. 2002 “Rational Fictions: Central Bank Independence and the Social Logic of Delegation,” *West European Politics*, 25 (1), January: 47-76.
- Nukul Commission 1998 *Nukul Commission Report: Analysis and Evaluation on Facts behind Thailand's Economic Crisis*, The Commission Tasked with Making Recommendations to Improve the Efficiency and Management of Thailand's Financial System,

Bangkok: Nation Multimedia Group.

Pakorn Malakul na Ayudhya 2002 “Central Bank Independence - What Does It Mean?: The Bank of Thailand’s Experience,” Remarks by Mr Pakorn Malakul na Ayudhya, Deputy Governor of the Bank of Thailand, on the occasion of The Inauguration of the Monetary Policy Committee, Bank of Ghana, Accra, 10 September 2002, *BIS Review* 53/2002.

Polillo, Simone, and Mauro F. Guillén 2005 “Globalization Pressures and the State: The Worldwide Spread of Central Bank Independence,” *American Journal of Sociology*, 110 (6), May: 1764–1802.

Posen, Adam S. 1995 “Declarations Are Not Enough: Financial Sector Sources of Central Bank Independence,” *NBER Macroeconomics Annual* 1995, Vol.10: 253–274.

Puey Ungphakorn *et al.* 1981 *A Siamese for All Seasons: Collected Articles by and about Puey Ungphakorn*, Bangkok: Komol Keemthong Foundation.

Suehiro Akira 2005 “Who Manages and Who Damages the Thai Economy?: The Technocracy, the Four Core Agencies System and Dr. Puey’s Networks,” in Takashi Shiraishi, and Patricio N. Abinales, eds., *After The Crisis: Hegemony, Technocracy and Governance in Southeast Asia*, Kyoto; Melbourne: Kyoto University Press; Trans Pacific Press.

Tarrow, Sidney. 1998 *Power in Movement: Social Movements and Contentious Politics*, NY: Cambridge University Press.